

現行の学校等の認可基準等（主なもの）

資料5

区分	法務省告示校 日本語教育機関の告示基準(※1)(平成28年7月22日出入国在留管理庁策定)	専修学校 学校教育法(昭和22年法律第26条) 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)	各種学校 学校教育法(昭和22年法律第26条) 各種学校規程(昭和31年文部省令第31号)	大学 学校教育法(昭和22年法律第26条) 大学設置委基準(昭和31年文部省令第28号)
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、組織的な教育を行うこと	学校教育に類する教育を行うこと	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること ※併せて、この目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する
設置者	・国、地方公共団体 ・その他(経営に必要な経済的基礎・識見。欠格事由あり)	・国、地方公共団体 ・その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者等)	制限なし	国、地方公共団体、学校法人
入学資格	入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有すること	専門課程、高等課程、一般課程の別による	制限なし	高校卒業程度
修業年限	1年以上(特に必要と認める場合には6か月以上)2年以下	1年以上	1年以上(但し、簡易な技術、技芸等の課程は3か月以上1年未満)	4年(医・歯・薬等の例外あり)
卒業要件	年間760単位時間以上(1単位時間45分以上)	昼間学科:年間800単位時間以上、 夜間学科:年間450単位時間以上 (1単位時間50分を標準)	原則年間680時間以上(解釈上1単位時間50分を標準)	4年以上の在学・124単位以上(医・歯・薬等の例外あり)(1単位45時間の学修)
教育内容	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	専門課程、高等課程、一般課程の別による	規定なし	当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要かつ体系的なもの
生徒(学生)数	教員数、校舎面積、教室面積、設備その他の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内)	教育を受ける者が常時40人以上であること(同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下)	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数を定める(同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下)	収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定める(同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備等を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする)
教員資格	・大学又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し卒業等した者 ・学位の学位を取得し、かつ文化庁への届出がなされた研修を420単位時間以上受講し修了した者 ・公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者等	専門課程、高等課程、一般課程の別による	担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者	職種により、学位や大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者等の要件を満たす者
教員数	3人以上(生徒定員20人につき1人以上の教員) ・教育課程の編成及び他の教員の指導を行う教員を主任教員として定め、1人配置すること	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別に定められた数以上	課程及び生徒数に応じて必要な数(3人以上)	学部の種類及び規模に応じて定められた数と大学全体の収容定員に応じて定められた数の合計以上
校舎の面積	115平方メートルを下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.3平方メートル以上	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別に定められた数以上	115.70㎡以上、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.31㎡以上(特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない)	学部の種類及び規模に応じて定められた数以上
施設・設備等	必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備	校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等とする)、教員室、事務室その他必要な附属施設を備えなければならない等	教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない	組織及び規模に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等)及び研究室等の専用の施設や附属施設を置くものとする
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	規定なし	実施・公表が努力義務	実施・公表が努力義務	認証評価機関による評価の実施・公表が義務

(※1) 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関の基準

(※2) 上記はいずれも各学校等に係る基準のうち主なものを記載したもの。

学校の設置認可の申請書等記載事項に関する学校教育法施行規則の規定

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第三条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項(市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校、中学校及び義務教育学校(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。))の設置する小学校、中学校及び義務教育学校を含む。第七条において同じ。))については、第四号及び第五号の事項を除く。)を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物(以下「校地校舎等」という。)の図面を添えてしなければならない。

一 目的

二 名称

三 位置

四 学則

五 経費の見積り及び維持方法

六 開設の時期

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日(以下「休業日」という。)に関する事項

二 部科及び課程の組織に関する事項

三 教育課程及び授業日時数に関する事項

四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項

五 収容定員及び職員組織に関する事項

六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

八 賞罰に関する事項

九 寄宿舎に関する事項

② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。))については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

一 通信教育を行う区域に関する事項

二 通信教育連携協力施設(高等学校通信教育規程(昭和三十七年文部省令第三十二号)第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。))に関する事項

③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

大学の情報公表事項に関する学校教育法施行規則の規定

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。
 - 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。
 - 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
 - 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。

- 一 卒業又は修了の認定に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針
- 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たつては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

現行の日本語教育機関の告示基準における自己評価に関する考え方

○日本語教育機関の告示基準解釈指針

〔点検・評価〕

十八 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次に定めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行うこととしていること。

→ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関については、学校教育法に基づき教育活動や学校運営状況について自己評価を行っている場合、当該自己評価が、この号のイの解釈指針に掲げる項目を満たしており、外国人留学生を受け入れる機関としての観点から評価を行っているのであれば、当該自己評価及び公表を行った年については、この号の基準を満たすものとする。

イ 点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること。

→ 従前の「日本語教育機関の運営に関する基準」では努力規定だったが、学校教育法第42条及び準用規定に基づき、学校教育法上の学校種はすべからく自己評価を行うこととなっており、日本語教育機関についても自己評価を行うこととしたもの。なお、自己点検・評価を行う際の項目は各日本語教育機関が判断すべきことであるが、必要と思われる項目としては次に掲げる事項が考えられる。

(1)教育の理念・目標

日本語教育機関の理念、目的・目標や育成する人材像が明確となっているか、その内容が社会のニーズに合致したものとなっているかといった観点

(2)機関運営

日本語教育機関の理念や目的に沿った運営方針や事業計画が策定されているか、組織運営や人事、財務管理に関する規定や意志決定システム、コンプライアンス体制が整備されているかといった観点

(3)教育活動

教育理念等に沿った教育課程が体系的に編成されているか、生徒が到達すべき日本語能力の目標が明示されているか、成績評価や進級、修了の判定基準は明確となっているか、また、適切に運用されているか、教員の指導力向上のための取組、教育課程の改善のための取組が行われているかといった観点

(4)学修成果

生徒の日本語能力の向上が図られているか、生徒の日本語能力が機関が定める到達目標に達しているか、生徒の進路を適切に把握しているかといった観点

(5)生徒支援

生徒に対する学習相談や進路に対する支援体制が整備されているか、健康管理や日本での生活指導などへの支援体制が整備されているか、防災や緊急時における体制が整備されているかといった観点

(6)教育環境

日本語教育機関の施設・設備が十分かつ安全に整備されているか、教材は適切か、学習効率を図るための環境整備がなされているかといった観点

(7)入学者の募集

入学者の募集は適切に行われているか、その際に日本語教育機関の情報は正確に伝えられているか、授業料等は適切かといった観点

(8)財務

中長期的に財務基盤は安定しているか、予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか、財務について会計監査は適切に行われているか、財務情報の公開の体制はできているかといった観点

(9)法令遵守

出入国管理及び難民認定法令及び各種関係法令等の遵守と適切な運営、個人情報の保護の取組、自己点検の実施と改善及びその公開を適切に行っているかといった観点

(10)地域貢献・社会貢献

日本語教育機関の資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献、生徒のボランティア活動への支援、公開講座等の実施などの取組を行っているかといった観点

ロ 結果を公表すること。

→ 自己点検・評価の結果については、毎年ホームページや刊行物等で広く社会に公表することとしていること。

専修学校における学校評価ガイドライン概要

平成19年：学校教育法の改正

自己評価の実施・公表が義務化、学校関係者評価の実施・公表が努力義務化



平成23年1月：中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

※質の改善・充実を図るため専修学校における学校評価ガイドラインの策定を提言。



平成24年度5月～2月：専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における審議

専修学校における学校評価ガイドラインの主なポイント

〈目的〉

- 学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善。
- 生徒・卒業生、関係業界等の地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある専修学校づくり推進。

〈定義〉

自己評価：各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価

学校関係者評価：生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者により構成された評価委員会等が自己評価の結果を基本として行う評価

第三者評価：学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

〈外部アンケート等の活用〉

- 生徒・卒業生、企業等を対象に行うアンケート等を学校評価の資料等として活用。
- ※学校関係者評価そのものとは異なることに留意。

〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉

- 教育理念・目的・育成人材像
 - ・学校における職業教育の特色は何か、社会のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか 等
- 教育活動
 - ・関連分野の企業等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
 - ・関連分野における実践的な職業教育（産学官連携によるインターンシップ、実習等）が体系的に位置づけられているか
 - ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための教職員の研修等が行われているか 等
- 生徒・学生支援
 - ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
 - ・関連分野における業界との連携による卒業後の再教育プログラム等を行っているか 等

大学の認証評価項目に関する法令の規定

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学省令第7号)
(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第一条 (略)

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。

ロ 教員組織に関すること。

ハ 教育課程に関すること。

ニ 施設及び設備に関すること。

ホ 事務組織に関すること。

ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。

リ 財務に関すること。

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

三 設置計画履行状況等調査(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第12号)第十四条に規定する調査をいう。)の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。

四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

3 (略)

參考資料

その他参照条文①

○学校教育法(昭和22年法律第26号)

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第一百三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

その他参照条文②

○学校教育法(昭和22年法律第26号)

第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ (略)

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。)に従つて行うものとする。

⑤ (略)

⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という。)を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。)であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

④～⑥ (略)

第一百三十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。